



宮 崎 県 公 報

令和6年8月19日 (月曜日) 第 536 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変	

更…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (“) 1	
公 告	
○採石業務管理者試験の実施…………… (企業振興課) 1	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 2	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 4	

告 示

宮崎県告示第 442号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年8月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小林市立病院訪問看護ステーション	小林市細野2235番地3	令和6年7月22日
訪問看護ステーションClear	西都市水流崎町14番地 HAKUBATOWN 102号室	令和6年8月1日

宮崎県告示第 443号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年8月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーションYell	児湯郡高鍋町蚊口浦5094番地2

2 届出事項

所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡高鍋町大字北高鍋72番地	児湯郡高鍋町蚊口浦5094番地2	令和6年6月1日

宮崎県告示第 444号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年8月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
訪問看護ステーションYell	児湯郡高鍋町蚊口浦5094番地2	令和6年7月31日

公 告

採石法 (昭和25年法律第 291号) 第32条の13第1項の規定により、第53回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
令和6年10月11日 (金曜日) 午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎県庁 防災庁舎 防56号室
- 受験願書の受付期間
令和6年9月2日 (月曜日) から9月17日 (火曜日) まで (土日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで。
なお、郵送の場合は、9月17日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の提出先

宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部企業振興課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上、請求すること。

なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

。

(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話0985（26）7095）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	大迫章	西諸県郡高原町大字西麓1516番地2
理事	吉田俊郎	西諸県郡高原町大字西麓24番地2
理事	吉元義光	西諸県郡高原町大字西麓1069番地3
理事	中嶋福重	西諸県郡高原町大字西麓2872番地
理事	内村清志	西諸県郡高原町大字蒲牟田1205番地
理事	中原吉久	西諸県郡高原町大字蒲牟田1607番地2
理事	山路幸一	西諸県郡高原町大字西麓 652番地4
理事	瀬戸山文男	西諸県郡高原町大字蒲牟田1706番地6
理事	中村昌揮	西諸県郡高原町大字西麓 854番地
理事	山白律子	西諸県郡高原町大字西麓1136番地3
理事	井上良光	西諸県郡高原町大字西麓3251番地3

理事	花牟礼雄之	西諸県郡高原町大字西麓2611番地
監事	南伊三造	西諸県郡高原町大字西麓1720番地1
監事	大迫秀隆	西諸県郡高原町大字西麓2227番地
監事	麦田芳信	西諸県郡高原町大字西麓 868番地1

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	大迫章	西諸県郡高原町大字西麓1516番地2
理事	吉田俊郎	西諸県郡高原町大字西麓24番地2
理事	吉元義光	西諸県郡高原町大字西麓1069番地3
理事	中嶋福重	西諸県郡高原町大字西麓2872番地
理事	内村清志	西諸県郡高原町大字蒲牟田1205番地
理事	中原吉久	西諸県郡高原町大字蒲牟田1607番地2
理事	山路幸一	西諸県郡高原町大字西麓 652番地4
理事	瀬戸山文男	西諸県郡高原町大字蒲牟田1706番地6
理事	武石邦守	西諸県郡高原町大字西麓1003番地
理事	山白律子	西諸県郡高原町大字西麓1136番地3
理事	井上良光	西諸県郡高原町大字西麓3251番地3
理事	小村俊男	西諸県郡高原町大字西麓2645番地3
監事	南伊三造	西諸県郡高原町大字西麓1720番地1
監事	大迫秀隆	西諸県郡高原町大字西麓2227番地

監 事	麦 田 芳 信	西諸県郡高原町大字西麓 868番地 1
-----	---------	------------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、二原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	楠 優	小林市真方6870番地 2
理 事	橋 満 和 夫	小林市東方4502番地 1
理 事	森 岡 和 憲	小林市真方5382番地 8
理 事	鮫 島 憲 明	小林市細野 205番地
理 事	関 師 清 彦	小林市真方5673番地
理 事	南正覚 一 郎	小林市真方4896番地
理 事	鶴 戸 秋 廣	小林市真方4567番地 4
理 事	鷗 野 弘 行	小林市東方6249番地 1
監 事	采 女 克 明	小林市東方5434番地 9
監 事	小 原 昭 男	小林市真方5624番地 4

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	楠 優	小林市真方6870番地 2
理 事	橋 満 和 夫	小林市東方4502番地 1
理 事	森 岡 和 憲	小林市真方5387番地14
理 事	鮫 島 憲 明	小林市細野 205番地
理 事	上 野 憲 男	小林市真方1554番地
理 事	今屋敷 勇	小林市真方3259番地 5
理 事	末 永 正 博	小林市真方2643番地 1
監 事	殿 所 颯 明	小林市東方4437番地

監 事	黒 木 和 博	小林市真方5386番地 1
-----	---------	---------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、狭野土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	新 地 和 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田5627番地 1
理 事	大 迫 恒 作	西諸県郡高原町大字蒲牟田 209番地 2
理 事	反 田 吉 巳	西諸県郡高原町大字蒲牟田14番地
理 事	川 口 博 文	西諸県郡高原町大字蒲牟田5462番地11
理 事	林 光 秋	西諸県郡高原町大字蒲牟田4400番地
理 事	増 田 芳 信	西諸県郡高原町大字蒲牟田 259番地
理 事	脇 田 洋 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田4016番地 2
監 事	下 村 洋 吉	西諸県郡高原町大字蒲牟田3800番地 2
監 事	福 丸 タミ子	西諸県郡高原町大字蒲牟田5660番地 3
監 事	松 山 徹	西諸県郡高原町大字蒲牟田5712番地 227

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	新 地 和 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田5627番地 1
理 事	大 迫 恒 作	西諸県郡高原町大字蒲牟田 209番地 2

理事	川 口 修	西諸県郡高原町大字蒲牟田5480番地3
理事	反 田 吉 巳	西諸県郡高原町大字蒲牟田14番地
理事	東 三 利	西諸県郡高原町大字蒲牟田 271番地2
理事	平 川 博	西諸県郡高原町大字蒲牟田4007番地3
理事	栢 木 二 夫	西諸県郡高原町大字蒲牟田5201番地
監 事	増 田 義 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田 276番地
監 事	野 田 吉 一	小林市堤2012番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	島 村 幸 広	宮崎市高千穂通2丁目6番23号サ ーパス宮崎駅前 602号